

【ナカリWEB講座】

テーマ

『遺留分』

更新日：平成 28 年 10 月 18 日

こんにちは。ナカリエステートの若林です。
今回は、法定相続人に保証されている権利である遺留分についてお話しさせていただきます。

○遺留分とは
法律により定められた相続人（法定相続人）が、必ず相続できる相続財産の割合です。

○遺言書の内容が、遺留分を侵害（遺留分を考慮しない内容）している
遺言書は、被相続人からの最後の意思表示ですので、遺留分を侵害した遺言書が当然に無効になるわけではなく、法定相続人には一定の遺留分が認められていますので、自己の遺留分の範囲まで財産の返還を請求する“遺留分減殺請求権”が行使されるまでは、有効な遺言書とされます。

○遺留分減殺請求権とは
法定相続人に認められた一定割合の相続財産を請求できる権利です。

○遺留分の割合とは
遺留分の割合は、誰が相続人であるかにより異なります。
下記に表記された割合が各相続人に、保証されている遺留分です。
子と配偶者が相続人・・・子が4分の1、配偶者が4分の1。

父母と配偶者が相続人・・・配偶者が3分の1、父母が6分の1。
兄弟姉妹と配偶者が相続人・・・配偶者が2分の1、兄弟姉妹は遺留分なし。
※兄弟姉妹には遺留分の権利はありません。そのため遺言によって遺産を与えないようにすることも可能です。

配偶者のみが相続人・・・配偶者が2分の1。

子のみが相続人・・・子が2分の1。

直系尊属のみが相続人・・・直系尊属が3分の1。

兄弟姉妹のみが相続人・・・兄弟姉妹には遺留分なし。

○遺留分はいつ請求するのでしょうか。

遺留分をいつまでに請求するかについては、民法第1042条に定められております。

民法第1042条

『滅災の請求は、遺留分権利者が、相続の開始及び滅殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った日から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から10年を経過したときも同様とする。』と定められております。

- ・ 遺留分権利者が相続開始・滅殺すべき贈与・遺贈のいずれかがあったことを知った日から1年
- ・ 相続開始から10年

○遺留分滅殺請求の方法、その手続き

遺留分滅殺請求については、特別な方法や手続きというものはございません。

したがって、一般的な売掛金の回収と同じように請求を行うことができます。

このように裁判外で請求する場合は、いわゆる話し合いによる遺留分を返還してもらうこととなります。手順としては、遺留分滅殺請求書を配達証明付きの内容証明郵便で郵送するのが一般的ですが、話し合いがまとまっているなら、請求書を送る必要はないでしょうが、合意書くらいは取交しておいた方が、後々のトラブル防止になるでしょう。

裁判手続きによる請求は、『遺留分滅殺による物件返還調停（遺留分滅殺調停）』か訴訟提起になります。

遺留分滅殺請求は、調停前置主義が採られてますので、まずは調停申立てとなります。

○まとめ

遺言書や民事信託による財産分与内容を示す場合、遺留分に考慮した内容にしなければ、法定相続人から遺留分を主張された場合には、遺留分が認められる可能性が高いです。

（信託に関しては「遺留分対抗型信託」なども登場しておりますが、判例がない為確定的なことは言えません。）

フランスやドイツのような大陸法を採用している国では、遺留分が認められておりますが、アメリカやイギリスでは基本的には認められてないようです。

親孝行な息子と親不孝な息子とが、同じ割合の遺留分を有するというのは、何か納得できない制度だと感じますが、皆様いかがでしょうか。